



2025年1月27日

各 位

会 社 名 I-PEX 株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 土山 隆治  
(コード番号 6640 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 財務統括部長 嶋崎 岳志  
(TEL. 075-611-7155)

## (訂正)「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年1月15日に開示いたしました適時開示書類「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部の記載内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

### 記

#### 1. 訂正理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

#### 2. 訂正箇所

【「I. 株式併合について」の「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑤ 効力発生後の発行済株式総数」の記載】

<訂正前>

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
9株

<訂正後>

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
10株

【「II. 単元株式数の定め廃止について」の「1. 廃止の理由」の記載の一部】

<訂正前>

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

<訂正後>

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

【Ⅲ. 定款の一部変更について」の「1. 定款変更の目的」の「(2)」の記載の一部】

<訂正前>

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は9株となり、また、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

<訂正後>

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は10株となり、また、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以 上